1)

中央区における上位計画

本計画は、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法に基づく基本方針のほか、中央区における上位計画である「中央区基本構想」「中央区基本計画2018」「中央区保健医療福祉計画2020」の考え方を踏まえています。

中央区基本構想 輝く未来へ橋をかける ― 人が集まる粋なまち

基本的な 方向性

- ①「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造
- ②歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成
- ③誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現
- ④未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築
- ⑤多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

施策の みちすじ

- ①一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して
- ②快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して
- ③輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

中央区基本計画2018

基本施策1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

1-1 ライフステージに応じた健康づくり【健康】

基本施策2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

- 2-1 子どもが健やかに育つ地域づくり【子育て支援】
- 2-2 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり【障害者福祉】

基本施策8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

- 8-1 子どもたちの可能性が開花する教育の推進【学校教育】
- 8-2 希望に満ち、次代を担う子どもの育成【家庭教育への支援・青少年健全育成】
- 8-3 生涯にわたり学び喜びを分かち合える学習活動の推進【生涯学習】
- 8-4 スポーツの楽しさが広がる環境づくり【スポーツ】

中央区保健医療福祉計画2020

基本理念

みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区

基本目標

- ①住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちを目指します
- ②だれもが生きがいや役割をもって活躍できるまちを目指します
- ③地域のつながりを深め、孤立のないまちを目指します
- ④ お互いの違いを認め合い、差別や偏見のないまちを目指します
- ⑤保健医療福祉等必要なサービスが切れ目なく提供されるまちを目指します

2 計画の基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が尊重されるとともに、親も子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、計画の基本理念を次のように定めます。

子どもも親も笑顔が輝き、 地域で安心して子育てができるまち中央区



3 計画の方向性

計画の基本理念を実現するために、次の3つを計画の方向性として、子ども・子育て支援施策を展開します。

方向性1

子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

子どもの人権が尊重され、すべての子どもが元気に明るく育ち、 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

- ○発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供
- ○子どもの健全育成のための取組の推進

方向性2

すべての子育て家庭を支援します

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、子どもが心身ともに 健やかに成長できる家庭環境をつくります。

- ○妊娠、出産期を含めた切れ目のない支援
- ○すべての子育て家庭が必要に応じてサービスを利用できる環境づくり

方向性3

地域・社会全体で子どもを育む力を高めます

子どもの成長過程で重要な生活の基盤である地域や、 企業などを含めた社会全体で協力し、子育てを支え、見守ります。

- ○地域や企業、関係団体など、さまざまな担い手による協働の推進
- ○子育て家庭の地域活動への参加機会の充実

4 施策の方向性および体系

基本理念	方向性		基本施策
	方向性1 子どもが元気に 明るく育つ環境を つくります	基本施策1-1 教育・保育環境の整備	1 保育環境の
			2 認定こども
			3 教育環境の
		基本施策1-2 教育・保育内容の充実	1 保育の質のそ
			2 保幼小の連
			3 教育内容の
		基本施策1-3 子どもの居場所づくり	1 子どもの居場
子どもも親も	方向性2 ・ すべての子育て 家庭を支援します	基本施策2-1 妊娠期から子育て期まで 安心して過ごすための支援	1 妊娠・出産に
笑顔が輝き、			
地域で安心して			2 子どもの健康
子育てができるまち			3 妊娠期から
中央区		基本施策2-2 多様な子育て 支援サービスの提供	1 多様な子育*
		基本施策2-3 特に配慮を必要とする 子どもと家庭への支援	1 育ちに支援
			2 児童虐待防.
			3 子育て世帯
			4 ひとり親家履
	方向性3 地域・社会全体で 子どもを育む力を 高めます	基本施策3-1 地域・社会全体による 子育ての推進	1 ワーク・ライ
			2 地域における
			3 子どもを守る
		基本施策3-2 次世代の育成支援	1 青少年の健:

- ●・・・「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」※において計画の基本的記載事項として規定されている事業
- ◎・・「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」※において計画の任意記載事項として規定されている事業
- ★・・第二期から新規に記載する事業
- 〇・・第一期から引き継ぐ事業

※正式名称:「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

	主な事業
整備	(1) 保育施設の整備● (2) 施設整備以外の保育事業等●(3) 育児休業後の保育施設の確保◎
園の整備	(1) 認定こども園の整備●
整備	(1)小・中学校の整備●
確保	(1) 保育園巡回支援·指導検査★ (2) 保育士への支援★ (3) 教育·保育における安全対策○ (4) 遊びや活動の場の確保★ (5) 多様な主体の参入促進●
携	(1) 保幼小の連携★
充実	(1) 幼稚園訪問指導・研修の実施★ (2) 学力・豊かな心・健康、体力○
易所づくり	(1) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) ● (2) 放課後子供教室 (子どもの居場所「プレディ」) ○ (3) 児童館運営○
ご関する支援	(1) 妊婦健康診査●(2) 母子健康教育(プレママ教室・パパママ教室)・産後ケア(宿泊型)事業★(3) 乳児家庭全戸訪問事業(新生児等訪問指導)●
東推進	(1) 乳幼児健康診査・乳幼児健康相談 (フリー乳健) 〇 (2) 食育の推進〇(3) 予防接種〇
子育て期までの切れ目のない支援	(1) 子ども子育て応援ネットワーク★
て支援サービスの提供	 (1)利用者支援事業● (2)時間外保育事業(延長保育事業)● (3)子育て短期支援事業(子どもショートステイ)● (4)幼稚園預かり保育● (5)一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業● (6)地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)● (7)病児保育事業(病児・病後児保育)● (8)育児支援ヘルパー等派遣事業○ (9)子どもと子育てに関する相談事業○ (10)乳幼児クラブ(児童館)○
を必要とする子どもへの支援	(1) こどもの発達相談★ (2) 育ちのサポートシステム★(3) 障害児支援事業◎ (4) 特別支援教育の充実◎
止対策	(1)養育支援訪問事業● (2)要保護児童対策地域協議会●(3)児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」○
への経済的支援	(1) 実費徴収に係る補足給付を行う事業● (2) 子どもの学習支援★ (3) 就学援助★ (4) 受験生チャレンジ支援貸付★
達の自立支援	(1)ひとり親家庭の支援◎
プ・バランスの推進	(1) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) ◎ (2) 育児中の保護者社会参加応援事業○
る子育て支援	(1) 保育所での地域交流事業〇 (2) 地域家庭教育推進協議会〇 (3) 子育て支援講座〇
る安全なまちづくり	(1) 通学路等の安全確保★
全育成	(1)文化のリレーの実施〇 (2)少年リーダー養成研修会〇 (3)スポーツ少年団〇(4)少年少女スポーツ教室〇